

ヘルパーステーション医師会

重要事項説明書

(事業の目的)

第1条 一般社団法人新居浜市医師会が開設する指定訪問介護事業所ヘルパーステーション医師会（以下「事業所」という）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員の研修者（以下「訪問介護員」という）が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ヘルパーステーション医師会
- (2) 所在地 愛媛県新居浜市庄内町4丁目7番54号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 2名
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員 9名
訪問介護員は、指定訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 原則として毎週月曜日から土曜日とする。ただし盆8月15日、16日、地方祭10月17日、18日、年末年始12月30日から1月3日まで、国民の休日を除く。

- (2) 営業時間 午前 9 時から午後 5 時までとし、土曜日のみ午前 9 時から 12 時までとする。
- (3) 電話対応により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第 6 条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- (1) 身体介護 入浴介助 食事介助 通院介助 体位変換
- (2) 生活援助 調理 洗濯 掃除 買い物
- (3) 複合型

◇ **利用料金**

厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に応じ、基本利用料の 1 割～ 3 割とする。

ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 訪問介護の利用料金(要介護 1～5 の場合)

下記の金額は 1 回あたりの概算であり、請求額は利用回数に乗じた総単位での計算となります。

| | 1 回あたりの所要時間 (基本単位数) | 利用料金 | 利用者負担額 | | |
|------|------------------------------------|---------|--------|---------|---------|
| | | | 1 割 | 2 割 | 3 割 |
| 身体介護 | 20 分未満 (163 単位) | 1,630 円 | 163 円 | 326 円 | 489 円 |
| | 20 分以上 30 分未満 (244 単位) | 2,440 円 | 244 円 | 488 円 | 732 円 |
| | 30 分以上 1 時間未満 (387 単位) | 3,870 円 | 387 円 | 774 円 | 1,161 円 |
| | 1 時間以上 1 時間 30 分未満 (567 単位) | 5,670 円 | 567 円 | 1,134 円 | 1,701 円 |
| | 1 時間 30 分以上 (30 分増すごとに 82 単位加算) | 820 円加算 | 82 円加算 | 164 円加算 | 246 円加算 |
| 生活援助 | 20 分以上 45 分未満 (179 単位) | 1,790 円 | 179 円 | 358 円 | 537 円 |
| | 45 分以上 (220 単位) | 2,200 円 | 220 円 | 440 円 | 660 円 |

※身体介護と生活援助が混在する場合(身体介護の基本料に下記の料金を加算)

| 1回あたりの所要時間 (基本単位数) | 利用料金 | 利用者負担額 | | |
|-----------------------|--------|--------|------|------|
| | | 1割 | 2割 | 3割 |
| 20分以上 (65単位) | 650円 | 65円 | 130円 | 195円 |
| 45分以上 (130単位) | 1,300円 | 130円 | 260円 | 390円 |
| 70分以上 (195単位) | 1,950円 | 195円 | 390円 | 585円 |

(2) 各加算料金

以下の要件を満たす場合、追加算されます。

| 加算の種類 | 加算の要件 | 加算単位・加算率 |
|--------------|--|------------|
| 初回加算 | 新規の利用者へサービス提供した場合 | 200単位/月 |
| 介護職員等 処遇改善加算 | 1か月の単位数の総計に10%を乗じて算出した単位 | 所定単位の10%/月 |
| 夜間・早朝加算 | 夜間または早朝の時間帯にサービスを提供している場合 (夜間18時~22時/早朝6時~8時) | 所定単位の25%/回 |

(注1) 上記の介護職員等処遇改善加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれません。

(3) 支払い方法

利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、口座振替にてお支払い下さい。振替日は毎月25日。(25日が土日祝日の場合は、その直後の営業日となります)

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、新居浜市全域とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

| | | |
|----------------|------------------------|--|
| 利用者の主治医 | 医療機関の名称 氏 名 電話番号 | |
| 緊急連絡先 (家族等) | 氏 名 利用者との続柄 電話番号 | |

(事故発生時における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等緊急連絡先、担当の介護支援専門員及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(苦情処理)

第10条 事業所は、提供した指定訪問介護等に対する利用者からの苦情に迅速且つ適切に対応するため、相談窓口の設置その他の必要な措置を講じるものとする。

当事業所に対する苦情や相談は以下の窓口で受け付けます。

| | | |
|----------|-------|---------------------------|
| 相談 窓口 | 電話番号 | 0897-33-4106 (ヘルパーステーション) |
| | | 0897-33-4096 (医師会事務局) |
| | 担当者 | サービス提供責任者 神野 洋子・篠田 真紀 |
| | (受付時間 | 月曜から金曜 9:00~17:00) |

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

| | | |
|----------------|----------------|---|
| 苦情 受付 機関 | 新居浜市 介護福祉課 | 電話番号 0897-65-1241 (受付時間 月~金 8:30~17:15) ※ 祝日、12/29~1/3を除く |
| | 愛媛県国民健康保険団体連合会 | 電話番号 0899-68-8800 (受付時間 月~金 8:30~17:15) ※ 祝日、12/29~1/3を除く |

(虐待・身体拘束の防止について)

第11条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について訪問介護員等に周知徹底を図ります。

- (2) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。
- (3) 訪問介護員等に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じます。
- (4) 事業所は利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- (5) サービス提供中に虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを新居浜市に通報します。
- (6) 事業者は、利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録いたします。
- (7) 虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を選定しています。
虐待防止担当者：新居浜市医師会 石川ひとみ

(第三者による評価の実施状況)

第11条 第三者による評価については、下記のとおりです。

| | | | |
|---------------|------|--------|--|
| 第三者による評価の実施状況 | ① あり | 実施日 | |
| | | 評価機関名称 | |
| | | 結果の開示 | |
| | ② なし | | |

重要事項について説明を受け、内容を確認しました。

| | | | |
|--------------|------|---------------|---|
| 事業者 | 住所 | 新居浜市庄内町4-7-54 | |
| | 事業者名 | ヘルパーステーション医師会 | |
| | 管理者名 | 木俵 浩毅 | 印 |
| ご利用者 | 住所 | | |
| | 氏名 | | 印 |
| ご利用者 代理人名 | 住所 | | |
| | 氏名 | | 印 |
| | (続柄) | |) |